

平成 29 年三重県議会定例会

予算決算常任委員会 総務地域連携分科会 提出資料

◎議案事項

議案第 2 号

平成 29 年度三重県一般会計予算（関係分）
（県税収入予算について） 1

議案第 25 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案 3

議案第 35 号

三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案 5

議案第 100 号

知事等の給与の特例に関する条例案 7

議案第 73 号

平成 28 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）（関係分）
（県税収入補正予算について） 9

◎所管事項

1 平成 29 年度税制改正について 11

平成 29 年 3 月 13 日
総 務 部

平成29年度三重県一般会計予算（関係分）

（県税収入予算について）

平成29年度県税収入については、2,451億8,500万円で、平成28年度県税収入当初予算に比べ42億6,500万円（前年度比1.7%の減）の減収になると見込んでいます。

主な要因は、法人二税（法人県民税、法人事業税）については、国や地方の経済対策効果、円安による輸出環境の改善による企業業績の好調を受け、55億4,300万円（前年度比9.3%増）の増収となっている一方、地方消費税は、国内取引にかかる譲渡割が原油などの卸売価格の低下で全国的に減少傾向にあり、輸入取引にかかる貨物割についても原油価格低迷に伴い減少していることから、102億2,700万円（前年度比17.4%減）の減収を見込んでいます。

なお、地方法人特別譲与税は、全国的な企業業績の好調を受け、25億2,400万円（前年度比9.7%増）の増収を見込んでいます。

（単位：百万円、%）

税目	事項	28年度 当初予算額 (A)	29年度 当初予算額 (B)	比較 (B)-(A)=(C)	前年度比 (%) (C)/(A)	主な増減理由 (29年度当初 / 28年度当初)
個人県民税		69,480	69,350	△130	△0.2	・(均等割・所得割)個人所得の増 ・(配当割)NISAによる非課税の増加
法人県民税		7,574	9,041	1,467	19.4	企業業績の好調
県民税利子割		945	646	△299	△31.6	低金利による利子所得の減
個人事業税		2,152	2,215	63	2.9	個人所得の増
法人事業税		52,056	56,132	4,076	7.8	企業業績の好調
地方消費税		58,762	48,535	△10,227	△17.4	・譲渡割：全国的に減少傾向。 ・貨物割：原油価格等の低迷に伴う輸入額の減少
不動産取得税		3,747	4,477	730	19.5	低金利による工場、店舗等の着工床面積の増加
県たばこ税		2,071	2,047	△24	△1.2	たばこ消費数量の減
ゴルフ場利用税		1,753	1,780	27	1.5	概ね前年並み
自動車取得税		2,071	2,598	527	25.4	エコカー減税対象範囲を見直したことによる課税対象車両の増
軽油引取税		21,348	20,818	△530	△2.5	トラック保有台数の減少、物流合理化、燃費性能の向上による軽油引取数量の減
自動車税		27,269	27,112	△157	△0.6	課税台数の減
鉦区税		3	3	0	0.0	概ね前年並み
狩猟税		21	19	△2	△9.5	概ね前年並み
産業廃棄物税		198	412	214	108.1	県内最終処分場の残余容量の増による産業廃棄物の搬入量の増
県税計		249,450	245,185	△4,265	△1.7	
地方法人特別譲与税		26,023	28,547	2,524	9.7	全国の企業業績の好調
合計		275,473	273,732	△1,741	△0.6	
法人二税		59,630	65,173	5,543	9.3	
法人二税+地方 法人特別譲与税		85,653	93,720	8,067	9.4	

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

人事委員会の議会及び知事に対する平成 28 年 10 月 14 日付けの給与改定に関する勧告等に鑑み、一般職に属する職員の扶養手当に係る支給額の改正等を行うものである。

2 改正内容

(1) 扶養手当

子に係る手当額を 6,500 円から 10,000 円とし、配偶者に係る手当額を 13,000 円から 6,500 円とします。

ただし、配偶者及び父母等に係る手当額については、行政職給料表 8 級の職員については 3,500 円とし、行政職給料表 9 級以上の職員については不支給とします。

平成 29 年 4 月 1 日から次表のとおり段階的に実施します。

(単位：円)

扶養親族		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度以降
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000
配偶者	行政 7 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
	行政 8 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	行政 9 級以上	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
父母等	行政 7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政 8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	行政 9 級以上	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)

※ 「行政」とは、行政職給料表を指し、「行政 7 級以下」、「行政 8 級」、「行政 9 級以上」には、これらに相当する職務の級を含みます。

(2) 初任給調整手当

新たに獣医師を支給対象とし、採用の日から 12 年以内の期間、月額 30,000 円を超えない範囲内の額を支給します。

(3) 現業職員の職種変更に伴う現給保障

現業職員は平成 29 年 10 月 1 日に現業職から行政職に職種変更し、適用する給料表も行政職給料表に変更しますが、その際に、現業職として支給されていた給料月額を保障します。

(4) 等級別基準職務表の改正

三重県立子ども心身発達医療センターの設立に伴い、等級別基準職務表を改正します。

3 実施期日

- (1) 扶養手当及び初任給調整手当については、平成 29 年 4 月 1 日から施行します。
- (2) 現業職員の職種変更に伴う現給保障については、平成 29 年 10 月 1 日から施行します。
- (3) 等級別基準職務表については、三重県立子ども心身発達医療センター条例の施行の日から施行します。

三重県県税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

地方税法の一部改正等に伴い、県民税、事業税、地方消費税、自動車取得税及び自動車税についての規定を整備するものです。

2 改正内容

(1) 消費課税

地方消費税の税率引上げの時期を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に延期します。

		引上げ前	引上げ後
適用開始時期		平成 26 年 4 月 1 日	平成 31 年 10 月 1 日
国	消費 税	6.3%	7.8%
県	地方消費税	1.7% (税額の 17/63)	2.2% (税額の 22/78)
合 計		8.0%	10.0%

(2) 車体課税

① 自動車取得税の廃止時期の延期

自動車取得税の廃止時期を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に延期します。

② 自動車税への環境性能割の導入時期の延期

自動車税における環境性能割の導入時期を平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 10 月 1 日に延期します。

③ 環境性能割の税率等の見直し

環境性能割に関する非課税及び税率に関する規定の適用を受ける自動車の範囲について、規定を削除します。(平成 31 年度税制改正において再度見直し予定。)

(3) 法人課税

① 法人県民税の税率変更時期の延期

法人税割の税率引下げ (県: 3.2% → 1%) の時期を平成 31 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度からに延期します。

② 地方法人特別税の廃止時期の延期

地方法人特別税を廃止し、事業税に還元する時期を平成 31 年 10 月 1 日以降に開始する事業年度からに延期します。

(4) その他規定を整備するものです。

知事等の給与の特例に関する条例案

1 制定理由

県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

2 制定内容

(1) 減額措置

区 分		給料の月額	勤勉手当
知事		100 分の 20	/
副知事		100 分の 15	
教育長 公営企業管理者 代表監査委員 危機管理統括監		100 分の 10	
管理職員	部長級	100 分の 3.7	0.085 月/年
	次長級	100 分の 3.3	
	課長級、公立学校の校長等	100 分の 2.8	
	公立学校の教頭等	100 分の 2.3	
一般職員		/	

※ 再任用職員は対象外

(2) 期間

給料の月額については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで
 勤勉手当については、平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

3 減額による影響額

約31億円

平成 28 年度三重県一般会計補正予算（第 7 号）（関係分）

（県税収入補正予算について）

平成 28 年度県税収入については、今回の補正予算において、23 億 8,600 万円を減額し、補正後の県税収入額は、2,410 億 9,900 万円となっています。

減収の主なものは、県民税配当割が、NISA による非課税の増加により、13 億 1,900 万円の減収、法人二税が、3 月決算法人の中間申告（11 月）が見込みより低調であったことから、11 億 7,700 万円の減収、地方消費税について、譲渡割が、原油等の卸売価格の低下で全国的に減少傾向にあることにより、9 億 7,600 万円の減収となっています。

一方、県民税株式等譲渡所得割が当初見込みより個人の株式等譲渡所得が増加したことにより、6 億 4,200 万円の増収、自動車取得税が当初見込みより課税対象車両が増加したことにより、4 億 3,700 万円の増収になると見込んでいます。

なお、全国の地方法人特別税の減により、地方法人特別譲与税が、6 億 7,000 万円の減収となっています。

（単位：百万円、％）

事 項 税 目	現計(補正前) 予算額 (A)	補正額 (B)	補正後 予算額 (A)+(B)=(C)	対補正前 比(%) (C)/(A)	前年度 決算比 (%)	補正理由
均等割・所得割	64,986	0	64,986	100.0	99.7	
配 当 割	3,096	△1,319	1,777	57.4	59.7	NISAによる非課税の増による減
株式等譲渡所得割	402	642	1,044	259.7	38.5	当初見込みより、株式等譲渡所得が増
県民税利子割	590	55	645	109.3	68.8	
法人県民税	7,973	△127	7,846	98.4	87.7	3月決算法人の中間申告(11月)が想定より低調であった
法 人 事 業 税	52,182	△1,050	51,132	98.0	114.7	
地 方 消 費 税	52,937	△976	51,961	98.2	85.8	譲渡割：原油等の卸売価格の低下で全国的に減少傾向
不動産取得税	4,103	135	4,238	103.3	107.8	低金利による工場、店舗等の着工床面積の増加
ゴルフ場利用税	1,753	61	1,814	103.5	97.8	当初見込みより、ゴルフ場利用者が増
自動車取得税	2,071	437	2,508	121.1	101.1	課税対象車両の増
軽油引取税	21,348	△244	21,104	98.9	99.4	トラック保有台数の減、物流合理化の進展、燃費性能の向上による減
その他の税	32,044	0	32,044	100.0	100.0	個人事業税、県たばこ税、自動車税、鉱区税、狩猟税、産業廃棄物税
県 税 計	243,485	△2,386	241,099	99.0	97.5	
地方法人特別譲与税	26,023	△670	25,353	97.4	84.0	全国の地方法人特別税収の下落傾向(3月決算法人の中間申告影響)
地方揮発油譲与税	2,691	296	2,987	111.0	101.6	全国の揮発油税収の増
石油ガス譲与税	141	0	141	100.0	98.3	当初どおり
譲 与 税 計	28,855	△374	28,481	98.7	85.6	
個人県民税計	68,484	△677	67,807	99.0	95.7	均等割・所得割、配当割、株式等譲渡所得割
法人二税計	60,155	△1,177	58,978	98.0	110.2	法人県民税、法人事業税

◎所管事項

1 平成 29 年度税制改正について

平成 29 年度税制改正大綱に示された県税関係の主な改正点は次のとおりです。

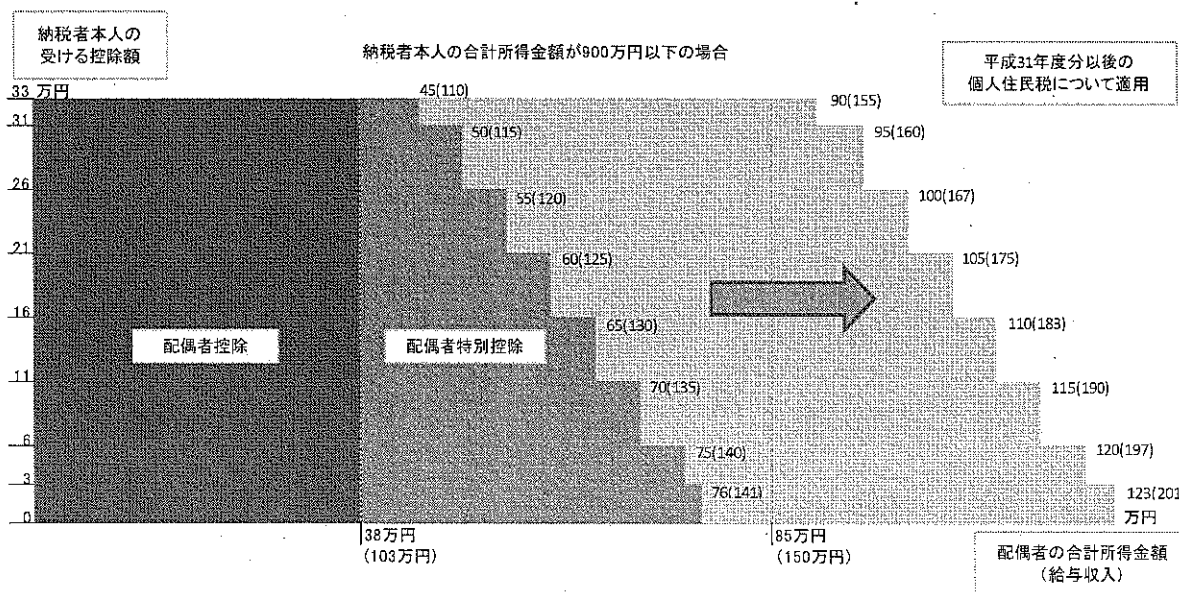
1 個人所得課税

(1) 配偶者控除・配偶者特別控除の見直し（平成 31 年度分個人住民税～）

① 配偶者に係る所得制限

就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者特別控除について、所得控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げます。

配偶者特別控除の 控除額	配偶者の所得制限	
	現 行	改正案
33 万円	合計所得金額 45 万円未満 (給与収入 110 万円)	合計所得金額 90 万円以下 (給与収入 155 万円)
} 配偶者の所得に応じて控除額が減額（所得税と同じ）		
適用なし	合計所得金額 76 万円以上 (給与収入 141 万円)	合計所得金額 123 万円超 (給与収入 201 万円)



② 納税者本人に係る所得制限

担税力の調整の必要性の観点から、合計所得金額 900 万円（給与収入 1, 120 万円）超の納税義務者に係る配偶者控除及び配偶者特別控除について、控除額が遞減・消失する仕組みを設けます。


合計所得金額 900 万円超 950 万円以下 (給与収入 1,120 万円超 1,170 万円以下)	控除額の 2/3
合計所得金額 950 万円超 1,000 万円以下 (給与収入 1,170 万円超 1,220 万円以下)	控除額の 1/3
合計所得金額 1,000 万円超 (給与収入 1,220 万円超)	適用なし

2 車体課税

(1) 自動車取得税におけるエコカー減税の見直し


より燃費性能の優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直した上で 2 年間延長します。

【乗用車の場合】

対 象 車	軽減率			
	現行		H29 年度 取得分	H30 年度 取得分
電気自動車等 (※)	非課税		非課税	非課税
平成 32 年度燃費基準 + 40% 達成			60% 軽減	80% 軽減
平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成				60% 軽減
平成 32 年度燃費基準 + 20% 達成			40% 軽減	40% 軽減
平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成	80% 軽減		40% 軽減	40% 軽減
平成 32 年度燃費基準 達成	60% 軽減		20% 軽減	20% 軽減
平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成	40% 軽減			
平成 27 年度燃費基準 + 5% 達成	20% 軽減			

(2) 自動車税におけるグリーン化特例 (軽課) の見直し

対象車の重点化を行った上で 2 年間延長します。

対 象 車	軽減率			
	現行		H29 年度 取得分	H30 年度 取得分
電気自動車等 (※)	75% 軽減		75% 軽減	
平成 32 年度燃費基準 + 30% 達成			50% 軽減	
平成 32 年度燃費基準 + 10% 達成				
平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成	50% 軽減			

※ 「電気自動車等」とは、電気自動車・燃料電池車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル乗用車をいう。

【参考】燃費基準の例

車両重量	平成 27 年度	平成 32 年度
971kg ~ 1,080kg	20.5km/L	23.4km/L
1,311kg ~ 1,420kg	15.8km/L	19.0km/L

3 不動産取得税の特例措置

- (1) 居住用超高層建築物（いわゆる「タワーマンション」）について、各区分所有者ごとの税額を算出する際に用いる専有床面積を、実際の取引価格の傾向を踏まえて補正します。
- (2) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（定員5人以下）に係る課税標準の特例措置について、軽減割合を各都道府県の条例で定める仕組み（わがまち特例）を導入します。

4 県税条例の改正について

地方税法の改正により、三重県県税条例の改正を予定しています。